

2021年12月9日

各 位

会 社 名 株式会社スペースバリューホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 C E O 森岡 直樹
 (東証1部・コード番号1448)
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 菊地 潤也
 電話番号 03-5439-6070

**(訂正)「PTCJ-2ホールディングス株式会社による当社株券等に対する
 公開買付けに関する賛同の意見表明のお知らせ」の一部訂正について**

当社が2021年11月12日付で公表いたしました「PTCJ-2ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明のお知らせ」について、その一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注2)「所有割合」とは、当社が本日公表した「2022年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年9月30日現在の当社の発行済株式総数(35,556,584株)に、2021年9月30日現在残存し、本日現在行使可能な本新株予約権の数の合計である691個(注3)の目的となる当社株式の数(210,700株)を加算した株式数(35,767,284株)から、当社四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(170,086株)を控除した株式数(35,597,198株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

(注3) 2021年9月30日現在の本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	2021年9月30日現在の 個数(個)	目的となる当社株式の数 (株)
第2回新株予約権	14	7,000
第3回新株予約権	10	5,000
第4回新株予約権	5	2,500
第5回新株予約権	5	2,500
第1回新株予約権(従業員用)	28	14,000
第2回新株予約権(従業員用)	<u>54</u>	<u>27,000</u>
第3回新株予約権(従業員用)	<u>94</u>	<u>47,000</u>
第4回新株予約権(従業員用)	63	31,500
第5回新株予約権(従業員用)	81	40,500
第6回新株予約権(従業員用)	337	33,700
合計	<u>691</u>	<u>210,700</u>

<中略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式を非公開化することを目的としているため、23,731,300株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（23,731,300株）は潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数である（355,971個）に3分の2を乗じた数（237,314個）（小数点以下を切り上げております。）から公開買付者所有当社株式に係る議決権数（1個）を控除した議決権数（237,313個）に100株を乗じた数（23,731,300株）とのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいては、当社を非公開化することを目的としているところ、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を着実に遂行すべく、本公開買付け後に、公開買付者が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためとのことです。なお、アスリード・キャピタルは、本応募契約において、本公開買付けが成立し決済が完了した場合において、本公開買付けに係る決済開始日後3ヶ月以内に当社の株主総会（本臨時株主総会（下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「②株主併合」において定義します。）を含みます。）が開催される場合、不応募予定株式に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は、(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使する旨を合意しているとのことです。本応募契約の詳細につきましては、下記「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者所有当社株式、当社が所有する自己株式及び不応募予定株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、アスリード・キャピタルとの間で、アスリード・キャピタルが不応募予定株式を本公開買付けに応募しない旨を合意していることから、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び不応募予定株式を含み、公開買付者所有当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できないことが見込まれるため、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社を完全子会社とするため、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2)「所有割合」とは、当社が本日公表した「2022年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年9月30日現在の当社の発行済株式総数(35,556,584株)に、2021年9月30日現在残存し、本日現在行使可能な本新株予約権の数の合計である696個(注3)の目的となる当社株式の数(213,200株)を加算した株式数(35,769,784株)から、当社四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(170,086株)を控除した株式数(35,599,698株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

(注3)2021年9月30日現在の本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	2021年9月30日現在の 個数(個)	目的となる当社株式の数 (株)
第2回新株予約権	14	7,000

第3回新株予約権	10	5,000
第4回新株予約権	5	2,500
第5回新株予約権	5	2,500
第1回新株予約権（従業員用）	28	14,000
第2回新株予約権（従業員用）	56	28,000
第3回新株予約権（従業員用）	97	48,500
第4回新株予約権（従業員用）	63	31,500
第5回新株予約権（従業員用）	81	40,500
第6回新株予約権（従業員用）	337	33,700
合計	696	213,200

<中略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式を非公開化することを目的としているため、23,731,300株（所有割合：66.66%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（23,731,300株）は公開買付者が2021年11月12日付「株式会社スペースバリューホールディングス（証券コード1448）株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の開示時点で把握していた潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数である（355,971個）に3分の2を乗じた数（237,314個）（小数点以下を切り上げております。）から公開買付者所有当社株式に係る議決権数（1個）を控除した議決権数（237,313個）に100株を乗じた数（23,731,300株）とのことです。公開買付者は、本公開買付けにおいては、当社を非公開化することを目的としているところ、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を着実に遂行すべく、公開買付者が2021年11月12日付「株式会社スペースバリューホールディングス（証券コード1448）株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の開示時点で把握していた潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数（355,971個）を前提に本公開買付け後に、公開買付者が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように買付予定数の下限を23,731,300株と設定しているとのことです（なお、本日時点において公開買付者が把握している潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数（355,996個）を前提とすると、買付予定数の下限（23,731,300株）に係る所有割合は66.66%となります。）。なお、アスリード・キャピタルは、本応募契約において、本公開買付けが成立し決済が完了した場合において、本公開買付けに係る決済開始日後3ヶ月以内に当社の株主総会（本臨時株主総会（下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「②株主併合」において定義します。）を含みます。）が開催される場合、応募予定株式（1,997,900株、所有割合：5.61%。）に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、（i）公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は、（ii）公開買付者の指示に従って議決権を行使する旨を合意しているとのことです。本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者所有当社株式、当社が所有する自己株式及び応募予定株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、アスリード・キャピタルとの間で、アスリード・キャピタルが応募予定株式を本公開買付けに応募しない旨を合意していることから、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び応募予定株式を含み、公開買付者所有当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できないことが見込まれるため、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社を完全子会社とするため、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けにおいては、公開買付者が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように、2021年9月30日現在の潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数が355,971個であることを前提に買付予定数の下限が設定されておりましたが、2021年11月26日付で、2021年9月30日現在の本新株予約権の数に誤りがあり、同日現在の潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数が355,996個であったことが判明しました。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が23,731,300株（所有割合：66.66%）と設定されていることから、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の3分の2を最大で17個下回ることがあり得るとのことです。もっとも、直近の当社の定時株主総会における議決権行使比率(注6)が59.23%から83.39%までの間にとどまっていること及び買付予定数の下限に、本臨時株主総会において公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対する包括的な代理権の授与又は公開買付者の指示に従った議決権の行使に合意している不応募予定株式数を合計するとその所有割合は72.27%となることから、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する本スクイズアウト手続を着実に遂行できるものと考えているとのことです。

(注6) 当社の2021年6月29日開催の第3期定時株主総会の基準日における議決権の数は353,189個でしたが、当社が2021年7月2日に提出した臨時報告書に記載のとおり、実際に行使された議決権の数は全議案平均294,528個であり、行使された議決権は議決権の数全体に対して83.39%に相当します。同様に議決権行使率を算定すると、第1期定時株主総会は59.23%、第2期定時株主総会は66.88%となります。

<後略>

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充たす下限の設定

(訂正前)

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(23,731,300株、所有割合にして66.67%)は、潜在株式勘案後株式総数(35,597,198株)から、応募予定株式(6,845,100株)及び不応募予定株式(1,997,900株)の合計株式数(8,843,000株)を控除した株式数(26,754,198株)の過半数に相当する株式数(13,377,099株、所有割合：37.58%)すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数に、応募予定株式の合計株式数(6,845,100株、所有割合：19.23%)を加算した株式数(20,222,199株、所有割合：56.81%)を上回るものとなるとのことです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

(訂正後)

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(23,731,300株、所有割合にして66.66%)は、潜在株式勘案後株式総数(35,599,698株)から、応募予定株式(6,845,100株)及び不応募予定株式(1,997,900株)の合計株式数(8,843,000株)を控除した株式数(26,756,698株)の過半数に相当する株式数(13,378,349株、所有割合：37.58%)すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数に、応募予定株式の合計株式数(6,845,100株、所有割合：19.23%)を加算した株式数(20,223,449株、所有割合：56.81%)を上回るものとなるとのことです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

以上